

平成28年第11回狭山市定例教育委員会会議録

開催日時 平成28年11月21日(月)
午後2時から午後4時まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 向 野 康 雄
教育長職務代理者 吉 川 明 彦
委 員 荒 川 和 子
委 員 橋 本 秀 樹
委 員 宮 崎 英 子

欠 席 者 な し

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	小 澤 一 巳	次長兼教育総務課長	滝 嶋 正 司
社会教育課主幹	吉 田 弘	中央公民館長	田 中 肇 夫
新狭山公民館長	新 井 洋 幸	スポーツ振興課長	栗 原 和 昭
学校教育部長	井 堀 広 幸	参事兼教育指導課長	和 田 雅 士
学務課長	奥 野 高 雄	書 記	吉 澤 俊 充

傍 聴 者 数 0名

報告事項

- ・第63回狭山市成人式について

報告者(社会教育課主幹)

(要旨)

平成29年1月8日(日)に開催する。該当者は、平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、11月1日現在約1,560名である旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、オープニングでの中学校の恩師からのビデオレターは、良い企画であるが、小学校の校歌なども流したら良いと思うので、検討してもらいたい旨の意見がなされ、検討する旨の答弁がなされた。

- ・平成28年度冬期企画展の開催について

報告者(社会教育課主幹)

(要旨)

冬期企画展「びっくり!飛び出す絵本展」を平成28年12月10日(土)

から平成29年3月5日（日）までの全65日間開催する。国内外の飛び出す絵本、その他関連パネルなどを約80点展示する。また、関連事業としてまいまいホールでは、冬のまいまい体験講座を実施する旨の報告がなされた。

- ・狭山市立地域スポーツ施設への指定管理者制度導入（平成23年度～平成27年度）に係る総括について

報告者（スポーツ振興課長）

（要旨）

指定管理期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間である。業務は大別して4点あり、地域スポーツ施設の利用許可、利用料金の収受、施設建物、設備、物品等の維持管理に関する事、スポーツ及びレクリエーションに係る自主事業の実施に関する事である。指定管理者は、シンコースポーツ・サンワックス共同事業体である。利用者サービスの向上では、狭山台体育館が平成22年度と比べて利用件数は551件、12.7%増、利用者数も5年間で257,822人、平成27年度は22年度に対して15,433人36.9%の増であった。狭山台プールの利用者数は、5年間で30,260人、平成27年度は、22年度に対して、3,340人39.4%の減少であった。減少の要因としては、子供の数の減少、天候の不順などが挙げられる。利用者アンケートでは、接客対応については、「とても良い」、「良い」の評価を併せ75%、施設整備の状況では「良い」以上が58%、サービス全般でも66%の「良い」以上の評価を得ており、一定の評価を得ていると思っている。自主事業では、幼児体操教室を始めヨガやフィットネス系の教室、水泳教室、また、平成25年度からマシンを使った有酸素系運動と筋力運動などのラウンドフィットネスを取り入れ、大幅に利用者が増えている。経費については、指定管理者制度導入前の直営時と比べ約3千万円の削減が図られた。指定管理者の導入により事故等も無く概ね良好な管理運営がなされており、さらに利用者サービスの向上と経費の削減がなされた旨の報告がなされた。

- ・クロスカントリー in Sayama 2016の開催について

報告者（スポーツ振興課長）

（要旨）

毎年恒例の事業であり、今年度は、狭山市体育協会創立60周年記念の冠をつけ12月11日（日）に県営狭山稲荷山公園の特設コースで開催する。参加申込みは、昨年度より若干少なく1,046名である。なお、本年度より参加費を、小学生を除き500円から1,000円の範囲で値上げした。また、リオ五輪に出場した朝長なつ美選手及びちふれASエルフェン埼玉の選手3名ほどがゲストランナーとして参加する旨の報告がなされた。

- ・平成29年度狭山市立幼稚園児募集結果及び学級編制見込みについて

報告者（学務課長）

（要旨）

4歳児の入園申込み者数は、入間川幼稚園58名、水富幼稚園38名で2園合わせて96名であり、本年4月現在の4歳児80名と比べて16名の増である。学級数については、本年度水富幼稚園では4歳児が1学級であったが、来年度は2学級となる見込みである。また、5歳児は、入間川幼稚園と水富幼稚園合わせて80名で本年4月現在の106名と比べて26名の減となる見込みである。園児数は、2園で176名、7学級の見込みで、今年度より10名の減であるが、学級数には変更ない旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、水富幼稚園のクラス編制はとの質疑に、4歳児については、2クラス編成が可能であり、5歳児については、そのまま1クラスである旨の答弁がなされた。5歳児の園児数の根拠はとの質疑に、現在の4歳児がそのまま移行したという前提である旨の答弁がなされた。

- ・各種審議会等における会議結果概要について

報告者（社会教育課主幹）

（教育指導課長）

（中央公民館長）

（要旨）

平成28年度第2回狭山市文化財保護審議会、平成28年度第1回狭山市いじめ問題調査審議委員会及び平成28年度第2回狭山市公民館運営審議会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事一覧について

報告者（スポーツ振興課長）

（教育指導課長）

（要旨）

スポーツ振興課関係1件及び教育指導課関係1件の申請があり、審査の結果、使用許可を行った旨の報告がなされた。

議 案

議案第33号 狭山市立公民館条例の一部を改正する条例

狭山市立新狭山公民館の更新事業に伴い、使用料の額を改定することについて、平成28年第4回狭山市議会定例会に議案提出するため、提案がなされたものである。

議案第33号については、原案可決した。

議案第34号 狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例

狭山市立入間川小学童保育室及び狭山市立山王小学童保育室並びに狭山市立柏原小学童保育室の名称を改めるとともに、新たに狭山市立柏原小第二学童保育室を設置することについて、平成28年第4回狭山市議会定例会に議案提出するため、提案がなされたものである。

議案第34号については、原案可決した。

議案第35号 狭山市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

狭山市奨学金貸与制度の運用の適正化に伴い、所用の改正をするため、提案がなされたものである。

教育委員からの質疑等では、今回の改正は、連帯保証人の印鑑証明、所得が確認できる書類などの提出の要件が加わったということかとの質疑に、今回の改正の適正化の主要なところは、学力の条件をつけたこと、対象とする所得を明確にしたことが大きなところであり、新たな様式を添付することによってこれらを明確にしたことである旨の答弁がなされた。添付書類は、従前から添付されていたと思うがとの質疑に、添付はされていたが、明文化していなかった旨の答弁がなされた。今、国などでは、貸与ではなく給付という考えがあるが、狭山市はどのように対応をするのか。それとともに、返還できない人が増えているが、今後の見通しはとの質疑に、国では、私立大学の下宿生を対象に給付型を導入するというような考えがあるようである。本来、奨学金制度は、奨学金を借りて高等教育を受け本人のスキルを高めるというのが趣旨であり、また、卒業後どこを生活の拠点とするのかわからないといったことから、自治体単位で行うのは少し違うのではないかと考えている。また、滞納については、奨学金を借りて学校に行っているのだという自覚に欠ける奨学生がかなりいるのではないかと考えている。そこを明確にして、返せる人にはしっかり返してもらい、就職が困難だったりその他の事情によって返還困難な奨学生については、今までも分割であったり、猶予をしているが、返還に結びつく様々な手立てを考えて行きたいと考えている旨の答弁がなされた。奨学金は、教育の機会均等の意味からも大変有意義な制度ではないかと思う。奨学金は、きちんと学んでもらうことを前提に貸すが、実際にはそのフィードバックは無いのではないか、どのような学びをして、どのくらい力をつけているかということが見えない。そして、返す段階になって就職ができないというような問題が発生してきている。このようなことから、学びの状況などの報告があると良いと思う。また、しっかり学んで成績優秀で、社会に貢献してくれるような資質を身に付けてくれた方には返還免除などの制度を設けても良いのではないかとの感想がなされた。定期的に奨学金を貸与している方にコンタクトを取るといふことはあるのかとの質疑に、成績証明書

の提出を義務付けているので、そこでコンタクトを取るくらいである旨の答弁がなされた。そういったときを利用して、奨学金貸与の趣旨を説明したり、自覚を促してもらうようなことも教育委員会としても必要なのではないかとの意見がなされた。

議案第35号については、原案可決した。

議案第36号 文化財の指定について

狭山市文化財保護審議会から狭山市指定文化財として指定すべきものとの答申を受けた有形文化財（彫刻）について、新たに市指定文化財に指定するため、提案がなされたものである。

教育委員からの質疑等では、所有者と管理者の違いはとの質疑に、文化財のある土地や建物の所有者とそこを管理している人が違うということである旨の答弁がなされた。指定文化財に指定されることによる意味合いはとの質疑に、文化財の保護とか愛護の精神を一般の方にも活かしていただくということで、今回の場合であれば、自治会が管理しているので、地区にそういったものがあるという意識を高めることができるということを考えている旨の答弁がなされた。修理、修繕や改修などは教育委員会の予算になると思うがとの質疑に、修繕等については、予算の範囲内で補助をする旨の答弁がなされた。棟札に書かれているものもどこかに載せると良いと思う。文化財になると興味を持つ人がいるので、文章そのものを載せてほしい旨の意見がなされ、指定文化財に指定されると説明板をかける予定になっているので、棟札の関係も文章のなかに取り入れたいと考えている旨の答弁がなされた。作者についての情報はあるのかとの質疑に、作者については、「常仁」という名前が書かれているが、どういった人なのか関連する資料が現在のところ確認できていない旨の答弁がなされた。

議案第36号については、原案可決した。

議案第37号 文化財の指定について

狭山市文化財保護審議会から狭山市指定文化財として指定すべきものとの答申を受けた有形文化財（工芸品）について、新たに市指定文化財に指定するため、提案がなされたものである。

議案第37号については、原案可決した。

議案第38号 平成28年度狭山市一般会計（教育費）補正予算（第5号）

平成28年度狭山市一般会計（教育費）補正予算に関する議案を平成28年第4回狭山市議会定例会に提出するため、提案がなされたものである。

教育委員からの質疑等では、「埼玉の木」施設整備促進事業とはとの質疑に、県内産の木材を使って整備するということが条件で補助金が出る制度である。林野庁から埼玉県が交付を受け、埼玉県が独自のメニューを作り県内の自治体に交付するといった補助金である。なお、平成28年度予算編成時までは、国、県と協議をし、補助率1/2での事業計画の提出について指示を受けていた。しかし、本年4月1日付けで要綱の改正がなされ、補助率1/2が15%以内ということになり、さらに、全国的にも人気の高い事業であるということからきわめて低い補助率となった旨の答弁がなされた。

議案第38号については、原案可決した。

以 上